

土壤環境保全対策推進助成金交付事業第二号案件 終了のご報告

財団法人日本環境協会（以下、「協会」という）は、「土壤汚染対策法」に基づく指定支援法人として、「土壤汚染対策基金」をもとに、同法第45条に定める支援業務を行っています。

平成22年6月25日付で大阪府へ助成金交付決定（平成23年3月9日に交付条件等変更承認）を行った事業について、浄化対策後に助成金交付条件を達成しましたのでご報告致します。その内容は以下のとおりです。

1 本事業の概要

本事業の流れを図-1に示す。

1.1 事業対象地の概要

- (1) 指定区域の場所：大阪府内
- (2) 土壤汚染対策法第3条による土壤汚染状況調査報告 平成21年7月6日
- (3) 指定区域の指定：平成21年7月16日（指定番号）指-9号
- (4) 指定区域の面積：287m²（単位区画数：4区画）
- (5) 指定基準に適合しない特定有害物質：
テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン
- (6) 指示措置の内容（土壤汚染対策法第6条第1項に基づく）
発出日：平成22年6月16日
期限：平成27年3月31日
内容：原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

1.2 土壤環境保全対策推進助成金交付事業の概要

- (1) 申請者：大阪府
- (2) 申請金額：47,096,000円
- (3) 交付決定日：平成22年6月25日
- (4) 事業の完了条件：土壤溶出量基準に適合すること。
地下水定期モニタリング（1年間：4回）の実施と報告を行うこと。
(交付事業では1年間4回の地下水モニタリング費用のみを助成している。要措置区域の措置完了条件は2年間継続して地下水汚染がないことが条件になっているため、事業の完了条件とは異なる。)

1.3 土壤環境保全対策推進助成金交付事業の変更

- (1) 申請金額の変更：45,000,000円
- (2) 事業の変更：詳細調査の結果を踏まえ、鉄粉混合率及び高濃度汚染部分の掘削除去工法を適用することとなった。

措置方法については、土壤汚染対策法に基づく措置指示における措置の内容は「原位置封じ込めまたは遮水工封じ込め」となっているが、対象地における工事条件、周辺状況、対策費用等を比較した結果、「鉄粉混合法」及び「高濃度に汚染した部分の一部掘削除去」による「土壤汚染の除去」が適正であると判断した。

変更承認日：平成23年3月9日

2 詳細調査

助成金交付決定後、詳細調査を行い汚染状況の詳細を把握した。

詳細調査の期間：平成 22 年 8 月 1 日～9 月 16 日

実施した調査の内容：●単位区画を 4 等分（汚染原因施設があった区画は 9 等分）に等分

●ボーリング調査（15 箇所）

●地下水調査および土壤汚染の深度調査

3 措置

詳細調査の結果を踏まえ、土壤汚染の除去措置として原位置浄化（鉄粉混合）および高濃度汚染部分の掘削除去工法を実施することとなった。

措置実施期間：平成 23 年 3 月～平成 23 年 10 月

4 地下水モニタリング（1 年間：4 回）

モニタリングの期間：平成 23 年 9 月 30 日～平成 24 年 6 月 18 日

上記の期間に地下水モニタリングを 4 回実施した。

5 事業の完了

表 1 のとおり、詳細調査、対策工事及び 1 年間の地下水定期モニタリングを実施し、事業完了条件に適合していることから、基金事業の完了条件を全て満たしたものと評価する。

表 1 完了条件への適合状況

対策等内容	事業完了条件	事業完了条件への適合状況
・土壤汚染詳細調査 ・土壤汚染除去工事（鉄粉混合処理及び一部掘削除去） ・浄化効果確認調査	土壤汚染対策法の土壤溶出量基準に適合していること。	工事終了後の平成 23 年 8 月 19 日及び 9 月 29 日に採取した土壤の分析の結果、すべての土壤試料について土壤溶出量基準に適合している。
・地下水定期モニタリング	1 年間（年 4 回）適切に実施し、その結果が報告されていること。	平成 23 年 9 月 30 日から平成 24 年 6 月 18 日までの計 4 回の地下水観測井における地下水採取調査結果が報告されている。なお、すべての調査回において、すべての調査項目について地下水基準に適合している。

